

平成30年度山梨県環境保全審議会  
地球温暖化対策部会 次第

日 時 平成31年2月14日（木）  
午前10時～

場 所 県庁防災新館 404会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 山梨県地球温暖化対策実行計画の実施状況について

① 2015（平成27）年度山梨県の温室効果ガス排出量について

【資料1】2015（平成27）年度山梨県の温室効果ガス排出量について

② 山梨県地球温暖化対策実行計画に基づき実施される主要な対策・施策  
について（緩和策・適応策）

【資料2】平成29年度の緩和策について

【資料3】平成29年度の適応策について

③ 進行管理指標の達成状況について（平成29年度）

【資料4】進行管理指標の平成29年度達成状況について

④ 平成31年度以降の進行管理指標の修正について

【資料5】平成31年度以降の進行管理指標の修正について

(2) その他

4 閉 会

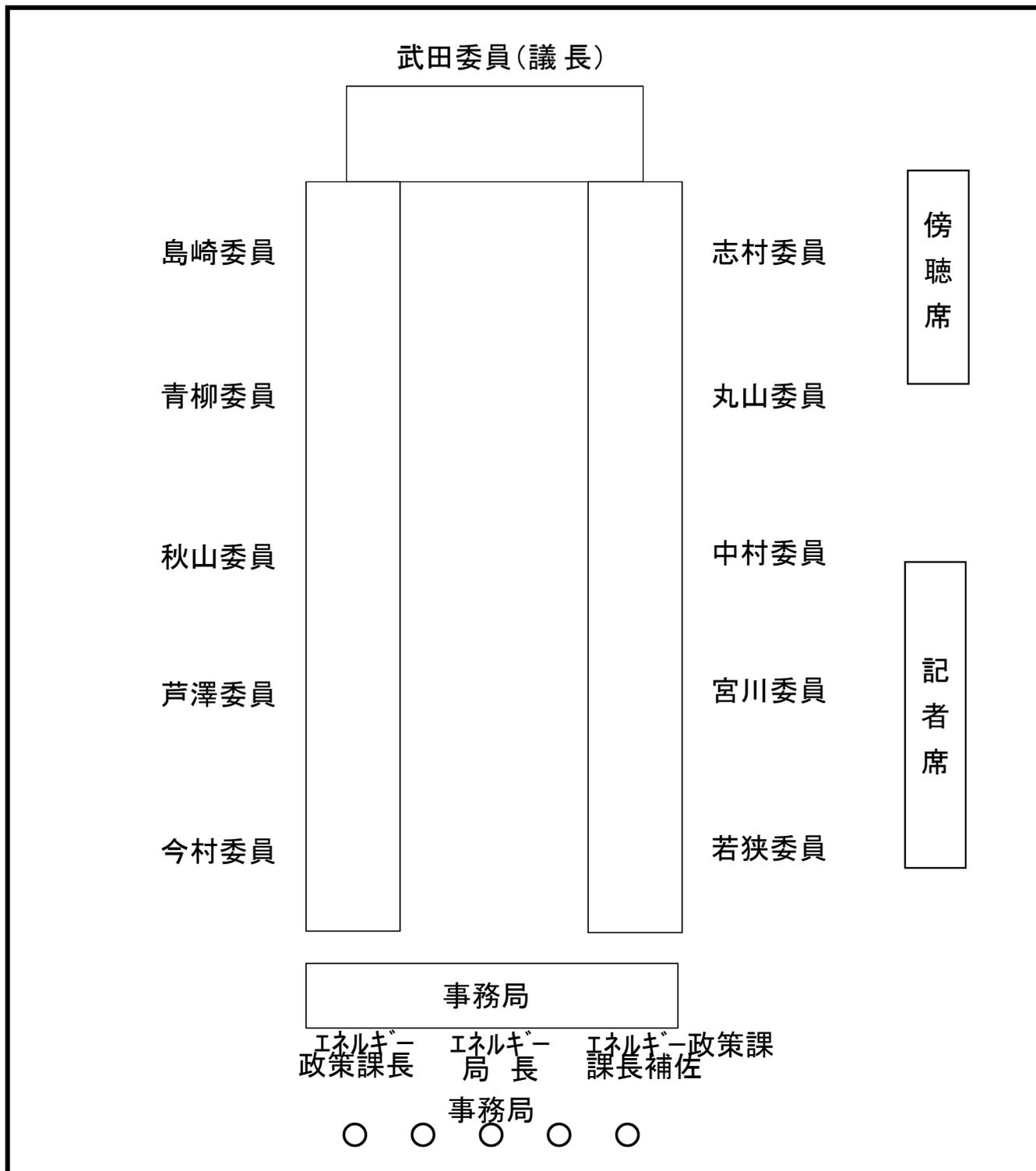
（次第添付資料）

- ・ 座席表
- ・ 山梨県環境保全審議会地球温暖化対策部会委員名簿
- ・ 山梨県環境保全審議会運営規程
- ・ 第10期山梨県環境保全審議会委員名簿
- ・ 山梨県環境保全審議会の概要（A3版）

# 平成30年度 山梨県環境保全審議会地球温暖化対策部会

平成31年2月14日(木)  
午前10時～

県庁防災新館4階 404会議室



# 山梨県環境保全審議会 地球温暖化対策部会 委員名簿

(任期:平成30年11月10日～平成32年11月9日)

## 審議会委員 2名

| 氏名 |               | 所属等       |
|----|---------------|-----------|
| 1  | (部会長)<br>武田哲明 | 山梨大学大学院教授 |
| 2  | 島崎洋一          | 山梨大学准教授   |

## 専門委員 10名

| 氏名 |       | 所属等  |
|----|-------|--|
| 1  | 青柳みどり | 国立環境研究所社会環境システム研究センター<br>統合環境経済研究室 主席研究員               |
| 2  | 秋山高広  | 甲府市地球温暖化対策地域協議会長                                       |
| 3  | 芦澤公子  | NPO法人みどりの学校理事長   |
| 4  | 今村繁子  | 山梨県消費生活研究会連絡協議会長                                       |
| 5  | 志村宏司  | 山梨県生活協同組合連合会会長   |
| 6  | 丸山 隆  | 環境に関する企業連絡協議会 事務局長<br>((株)NTT東日本-南関東東京事業部 山梨支店 企画総務部長) |
| 7  | 中村 勇  | (一社)山梨県トラック協会専務理事                                      |
| 8  | 宮川幸久  | 甲府市大型店協議会<br>((株)いちやまマート開発部長)                          |
| 9  | 許山 敏  | 山梨県森林組合連合会参事   |
| 10 | 若狭美穂子 | (一社)山梨県建築士会女性部相談役                                      |

## 山梨県環境保全審議会運営規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則(昭和60年山梨県規則第8号、以下「規則」という。)第13条に基づき、山梨県環境保全審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (部 会)

第2条 規則第6条第1項に規定する部会は、別表のとおりとし、当該各欄に掲げる事項及びその関連事項を担当するものとする。

- 2 部会の委員は、審議会委員と専門委員で構成する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (部会の会議)

第3条 部会の会議は、会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (世界遺産景観保全部会の会議の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるときは、世界遺産景観保全部会は、部会長の認めるところにより、持ち回り審議をもって決議を行うことができる。

### (審議会への報告)

第5条 部会長は、部会で審議・調査した結果を審議会に報告するものとする。

- 2 審議会は、当該部会での審議・調査結果について、審議し、議決する。

### (部会の決議)

第6条 会長が審議会を開催する暇がないと認めるとき、又は、災害等不測の事態により審議会を開催できないときは、会長の同意を得て、部会の議決を審議会の議決とすることができる。

- 2 会長は、前項の規定により、部会の議決を審議会の議決とした場合においては、次の審議会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

### (会議の公開)

第7条 審議会及び部会は、公開とする。ただし、公開することにより、法人その他の団体又は、個人の権利や正当な利益を害する恐れがあるときは、審議会又は部会の議決により非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、森林環境部において処理する。ただし、地球温暖化対策部会の庶務は、エネルギー局において処理する

(その他)

第9条 会長は、必要と認めるときは、審議会委員又は専門委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が定める。

附 則

この規程は、平成12年11月10日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年9月7日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成28年3月24日から施行する。

別 表

| 部会名        | 担 任 事 務  |
|------------|--|
| 鳥獣部会       | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 鳥獣保護管理事業計画の策定に関する事。</li><li>○ 第一種特定鳥獣保護計画に関する事。</li><li>○ 第二種特定鳥獣管理計画に関する事。</li><li>○ 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限に関する事。</li><li>○ 新たな鳥獣保護区の設定に関する事。</li><li>○ 特別保護区の指定に関する事。</li><li>○ 猟区の維持管理事務の委託に関する事。</li></ul> |
| 温泉部会       | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可・不許可の処分に関する事。</li><li>○ 温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可の取り消し、公益上必要な措置命令の処分に関する事。</li><li>○ 温泉採取の制限に関する事。</li></ul>  |
| 廃棄物部会      | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 廃棄物処理計画の策定に関する事。</li></ul>   |
| 地球温暖化対策部会  | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地球温暖化対策実行計画の策定に関する事。</li></ul>   |
| 世界遺産景観保全部会 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 自然環境保全地区（世界遺産景観保全地区に限る。以下この項において同じ。）内における行為の禁止等に関する事。</li><li>○ 自然環境保全地区内において事業を行う者等への助言又は勧告に関する事。</li><li>○ 自然環境保全地区内において事業を行う者等との自然環境保全協定の締結に関する事。</li></ul>   |

# 第10期 山梨県環境保全審議会委員名簿

(任期:平成30年11月10日～平成32年11月9日)

(五十音順)

| 職  | 氏名                   | 所属役職                            |
|----|----------------------|---------------------------------|
| 委員 | あおき すすむ<br>青木 進      | 山梨県猛禽類研究会 会長                    |
| 委員 | あきやま のりゆき<br>秋山 教之   | 山梨県山岳連盟 会長                      |
| 委員 | いしい のぶゆき<br>石井 信行    | 山梨大学大学院 准教授                     |
| 委員 | えぐち ひでお<br>江口 英雄     | 山梨県市長会 理事 (上野原市長)               |
| 委員 | かざま ふたば<br>風間 ふたば    | 山梨大学 教授                         |
| 委員 | きし いずみ<br>岸 いず美      | 幼児緑育研究会 代表                      |
| 委員 | こしみず さとし<br>輿水 達司    | 山梨県立大学 特任教授                     |
| 委員 | ごとう さとし<br>後藤 聡      | 山梨大学 准教授                        |
| 委員 | こばやし ひろし<br>小林 拓     | 山梨大学大学院 准教授                     |
| 委員 | こばやし ゆうじ<br>小林 裕二    | 山梨県農業協同組合中央会 専務理事               |
| 委員 | さの かずひろ<br>佐野 和広     | 山梨県町村会 副会長 (南部町長)               |
| 委員 | しまざき よういち<br>島崎 洋一   | 山梨大学 准教授                        |
| 委員 | すずき ゆきこ<br>鈴木 孝子     | 山梨県女性団体協議会 副会長                  |
| 委員 | そうま やすまさ<br>相馬 保政    | 山梨県恩賜林保護組合連合会 理事長               |
| 委員 | たけうち ときお<br>竹内 時男    | (公募委員)                          |
| 委員 | たけだ てつあき<br>武田 哲明    | 山梨大学大学院 教授                      |
| 委員 | つかだ ゆたか<br>塚田 豊      | 山梨県猟友会 会長                       |
| 委員 | ながい ひろこ<br>永井 寛子     | NPO法人スペースふう 理事長                 |
| 委員 | はきはら ゆうじ<br>萩原 雄二    | 日本労働組合総連合会山梨県連合会 会長             |
| 委員 | はらだ しげこ<br>原田 重子     | 山梨県商工会連合会 女性部連合会長               |
| 委員 | ひらやま きみあき<br>平山 公明   | 放送大学山梨学習センター 所長                 |
| 委員 | ふじた よしはる<br>藤田 義治    | 山梨県商工会議所連合会(甲府商工会議所環境問題委員会 委員長) |
| 委員 | もちづき かずじ<br>望月 一二    | 山梨県植物研究会 会長                     |
| 委員 | やまがた ぜんたろう<br>山縣 然太郎 | 山梨大学 教授                         |
| 委員 | やまもと こうじ<br>山本 紘治    | 山梨県環境保全審議会鳥獣部会 部会長              |
| 委員 | ゆもと みつこ<br>湯本 光子     | 山梨県淡水生物調査会 会長                   |
| 委員 | よこうち ゆきえ<br>横内 幸枝    | やまなし野鳥の会 理事                     |
| 委員 | わかばやし ゆうと<br>若林 祐斗   | (公募委員)                          |
| 委員 | わたなべ みゆき<br>渡部 美由紀   | 弁護士                             |
| 委員 | わたなべ ゆうじ<br>渡邊 雄司    | 山梨県森林組合連合会 代表理事会長               |

## 設置根拠・担任意務

### ◆ 自然環境保全法 ◆

(都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第五十一条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関は、温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。

3 第一項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

### ◇ 環境基本法 ◇

(都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

### ◆ 山梨県環境保全審議会の担任意務 ◆

(山梨県附属機関の設置に関する条例別表第二)

自然環境保全法第五十一条第二項の規定による自然環境の保全並びに鳥獣の保護繁殖及び狩猟並びに温泉に関する重要事項の調査審議並びに環境基本法第四十三条第一項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務

## 所掌事項(審議事項)

### ◆ 自然環境保全法関連 ◆

#### ◆ 温泉法 ◆

- 温泉掘削の許可をしようとするとき
- 他に影響を及ぼす、公益を害する等の許可の判断をするとき
- 温泉掘削の許可を取り消そうとするとき
- 許可を受けた者に公益上必要な措置を講ずべきことを命ずるとき
- 温泉の増掘、動力の装置の許可をしようとするとき
- 温泉採取の制限をしようとするとき

#### ◆ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ◆

- 鳥獣保護管理事業計画を定め、又は変更しようとするとき
- 第一種特定鳥獣保護計画を定め、又は変更しようとするとき
- 第二種特定鳥獣管理計画を定め、又は変更しようとするとき
- 狩猟鳥獣の捕獲を禁止又は制限しようとするとき
- 特定鳥獣に係る特例
- 鳥獣保護区、特別保護地区を指定又は変更(拡大)をしようとするとき
- 地方公共団体の設定する猟区内の狩猟鳥獣の生育・繁殖施設の管理を委託する者を指定しようとするとき

### ◇ 環境基本法関連 ◇

#### ◇ 大気汚染防止法 ◇

- 指定ばい煙総量削減計画を定めようとするとき
- 当該計画を変更しようとするとき

#### ◇ 公害防止事業費事業者負担法 ◇

- 山梨県が、公害防止事業に係る費用負担計画を定めようとするとき
- 山梨県が、当該計画を変更しようとするとき

#### ◇ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 ◇

- 農用地土壌汚染対策地域を指定しようとするとき
- 当該地域の指定を解除しようとするとき
- 農用地土壌汚染対策計画策定に際し同意を得ようとするとき
- 当該計画の変更を申請しようとするとき

#### ◇ 水質汚濁防止法 ◇

- 公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止に関する重要事項\*
- \*審議会は知事に意見を述べることができるとの規定。
- \*重要事項: 上乗せ排水基準の設定、測定計画の作成、水質環境基準類型のあてはめ等

#### ◇ ダイオキシン類対策特別措置法 ◇

- ダイオキシン類の総量削減計画を定めようとするとき
- ダイオキシン類土壌汚染対策地域を指定しようとするとき
- 当該地域の指定の変更又は解除しようとするとき

#### ◇ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ◇

- 廃棄物処理計画を策定又は変更しようとするとき

### ■ 県条例関連 ■

#### ■ 山梨県環境基本条例 ■

- 環境基本計画を定めようとするとき、変更しようとするとき

#### ■ 山梨県地球温暖化対策条例 ■

- 地球温暖化対策実行計画を策定、変更しようとするとき

#### ■ 山梨県生活環境の保全に関する条例 ■

- 次の事項を定めようとするとき、変更し、廃止しようとするとき
- 指定工場、特定施設、特定建設作業の規定
- 上乗せ排水基準 ・ ばい煙等の規制基準 ・ 環境基準
- 地域公害防止計画 ・ 廃棄物総合計画の策定

#### ■ 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例 ■

- 希少野生動植物種保護基本方針を定めようとするとき、変更しようとするとき
- 指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種を指定、解除しようとするとき
- 生息地等保護区を指定、解除しようとするとき
- 指定希少野生動植物種の保護管理事業計画を定めるとき、変更するとき

#### ■ 山梨県自然環境保全条例 ■

- 自然環境保全基本方針及び自然環境の基準を策定するとき
- 自然環境保全地区等を指定しようとするとき
- 自然環境保全地区等の区域の変更又は指定の解除をしようとするとき
- 保全計画の決定、廃止及び変更をしようとするとき
- 届出を要する行為の禁止等の処分をしようとするとき
- 自然環境保全地区等内において事業を行う者等に対して、勧告等を行おうとするとき
- 自然環境保全協定を締結しようとするとき

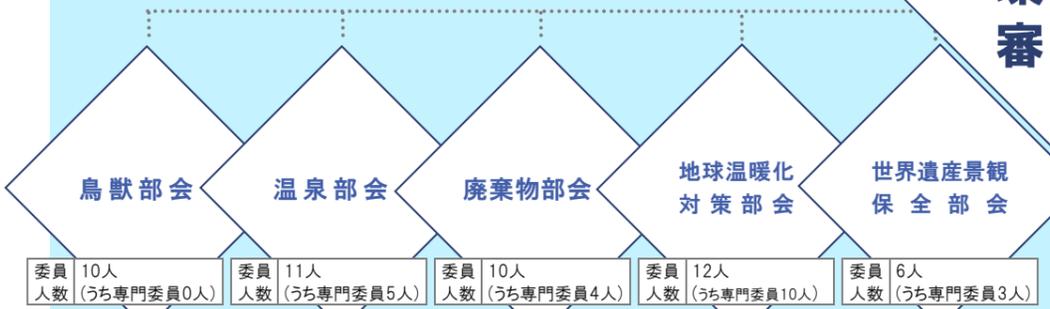
#### ■ 山梨県立自然公園条例 ■

- 公園区域を定めて指定しようとするとき
- 公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするとき
- 公園計画を決定しようとするとき
- 公園計画を廃止し、又は変更しようとするとき
- 公園事業を決定、廃止又は変更しようとするとき

### ※ 知事の諮問に基づくその他の審議事項 ※

県土の環境保全に関して基本的な方向付けを行う条例・制度や構想、計画など

## 部会



- 鳥獣保護管理事業計画の策定
- 第一種特定鳥獣保護計画
- 第二種特定鳥獣管理計画
- 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限に関すること。
- 新たな鳥獣保護区の設定に関すること。
- 特別保護区の設定に関すること。
- 猟区の維持管理事務の委託に関すること。
- 温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可・不許可の処分に関すること。
- 温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可の取り消し、公益上必要な措置命令の処分に関すること。
- 温泉採取の制限に関すること。
- 廃棄物処理計画の策定に関すること。
- 地球温暖化対策実行計画の策定に関すること。
- 自然環境保全地区(世界遺産景観保全地区に限る。以下同じ。内における行為の禁止等に関すること。
- 自然環境保全地区内において事業を行う者等への助言又は勧告に関すること。
- 自然環境保全地区内において事業を行う者等との自然環境保全協定の締結に関すること。

### 担任意務(運営規程別表)

◎ 部会は、別表に掲げる事項及びその関連事項を担任(運営規程第2条第1項)

◎ 部長は、部会で審議・調査した結果を審議会に報告する(運営規程第5条第1項)

◎ 審議会は、当該部会での審議・調査結果について、審議し、議決する(運営規程第5条第2項)

## 山梨県環境保全審議会

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 委員の定数 | 30人以内                     |
| 委員の要件 | 一 学識経験のある者<br>二 関係行政機関の職員 |
| 委員の任期 | 2年                        |

(山梨県附属機関の設置に関する条例別表第二)

## 所掌事項(報告事項)

### ■ 県条例関連 ■

#### ■ 山梨県地球温暖化対策条例 ■

- 地球温暖化対策の実施状況の年度毎の報告

### □ 県計画関連 □

#### □ 第2次山梨県環境基本計画 □

- 目標の達成状況及び施策事業の実施状況についての点検・評価の結果報告

#### □ 山梨県地球温暖化対策実行計画 □

- 温室効果ガスの排出状況等を把握し、報告(地球温暖化対策条例第9条の規定に基づく)

#### □ 第3次山梨県廃棄物総合計画 □

- 目標の達成状況や施策事業の実施状況等について報告